

2018司法試験受験生応援！  
辰巳司法試験全国公開模試等開講特別企画

## 平成30年主要考査委員紹介&出題予想【刑事訴訟法】

堀江慎司 京都大学大学院法学研究科教授

【所属大学教員紹介HP】

[https://law.kyoto-u.ac.jp/kyoin/list/horie\\_shinji/](https://law.kyoto-u.ac.jp/kyoin/list/horie_shinji/)

堀江慎司教授（以下「堀江教授」といいます。）が新たに平成30年司法試験及び予備試験考査委員（刑事訴訟法・出題委員）に任命されました。

上記教員紹介HPでは、主要研究テーマとして、「伝聞法則ほか刑事証拠法全般、刑事手続と犯罪被害者、訴因制度」と記載されています。

上記主要研究テーマの中の「伝聞法則」の中でも「伝聞の意義」は、堀江教授が「伝聞証拠の意義」井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013）P.166～9等多くの論文を執筆されていますし、本試験における出題の周期性を考慮しても、今年の本試験で出題される可能性が相当高いといえます。

先日改訂された宇藤崇ほか『リーガルクエスト刑事訴訟法』（有斐閣、第2版、2018）では、堀江教授が「伝聞法則」を含む「第4章 証拠法」の部分執筆されており、初版から分かりやすいと評価が高いものでした。特に、「第3節 伝聞証拠の証拠能力」（P.370～416）は、同書の白眉ともいえます。時間がない方でも、コラムの「要証事実・立証事項・立証趣旨」（P.378）や「犯行計画メモの証拠能力」（P.384～6）は、非常に説得力があって分かりやすく記述されていますので、一読されることをお勧めいたします。堀江教授は、「公判外供述を内容とする同じ証拠であっても、伝聞法則の適用があるか否か—伝聞か非伝聞か—は、その証拠によって何を証明（推認）しようとするのか、すなわち『立証事項』が何かによって変動する。」（P.377）と説明されるとともに、「むしろ端的に、当該証拠によって何を証明しようとするのかという意味で『立証事項』という語を用いるほうがよい（あるいは『推認事実』とするほうがより適切かもしれない）」（P.378）と説明されます。堀江教授は、「要証事実」という概念が多義的であること等を理由に、「立証事項」や「推認事実」という概念を用いることを提唱されています。

なお、数年前の司法試験論文刑事系一桁順位の合格者は、上記『刑事訴訟法の争点』の堀江教授の解説と『リーガルクエスト刑事訴訟法』の堀江教授の解説を併せて読むと、伝聞法則の理解に非常に有益であると話されていました。

演習素材としては、司法試験の本試験過去問が最も優れていますので、新庄健二『司法試験論文過去問LIVE解説講義本 新庄健二刑法』（辰巳法律研究所、改訂版、2016）を検討するのが最もよいでしょう。また、堀江教授が旧司法試験考査委員であった平成22年度旧司法試験論文式試験刑事訴訟法第2問を検討するのも、司法試験対策として有益でしょう。

なお、伝聞法則に関する古典的文献として、金築誠志「伝聞の意義」刑事訴訟法判例百選（第5版）P.178～181（最判昭30.12.9刑集9-13-2699の判例批評。伝聞法則を解説した多くの文献にまず引用される重要な文献であり、金築誠志氏は、元最高裁判事で、著名な刑事裁判官です。）があります。あわせて目を通してよいかもしれません。

### 【参 考】

- ・井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013）（有斐閣HP）  
<http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641113220>
- ・宇藤崇他『リーガルクエスト刑事訴訟法』（有斐閣、第2版、2018）（有斐閣HP）  
[http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641179332?top\\_bookshelfspine](http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641179332?top_bookshelfspine)

原案作成：辰巳法律研究所教材チーム（スタ論・全国公開模試等担当）

監 修：辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生